

熊本県医師修学資金貸与医師 キャリア形成プログラムの更新について

熊本県健康福祉部

キャリア形成プログラムとは

キャリア形成プログラム策定の経緯

平成30年7月に改正された医療法の規定に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的として、各都道府県において「キャリア形成プログラム」を策定することとされた。

本県におけるキャリア形成プログラム(現行)

- 令和2年1月に「熊本県医師修学資金貸与医師キャリア形成プログラム」を策定（令和4年3月（全体の更新）、令和4年9月（政策医療分野の新設）に更新）
- 医師修学資金貸与医師・学生（以下、「地域枠医師・学生」という。）が義務年限満了までの将来の地域勤務をイメージし、不安解消につなげるため、本プログラムには、勤務ルールの他、専門研修基幹施設及び基本領域ごとに、将来勤務する医療機関を記したコース例を掲載している。
- 現在、形成外科を除く18診療科、28コースを掲載。
※ キャリア支援策の1つとして掲載している、地域医療・総合診療実践学寄附講座作成の「総合診療特別研修プログラム」を含む。
- プログラム対象期間は、修学資金の返還免除のために医師が不足する地域の病院等での勤務が必要な期間（義務年限満了まで）。
- 地域で不足する医師の確保につながるよう、コースは毎年見直しを行う。

キャリア形成プログラムの更新及び公表について

- キャリア形成プログラム運用指針（厚生労働省医政局長通知。以下、「運用指針」という。）において、都道府県は、キャリア形成プログラムのコースを新たに設定又は変更しようとする場合は、その案を地域医療対策協議会に提示し協議を行うこととされているため、本日お諮りするもの。
- 本日の地域医療対策協議会で協議が調った事項に基づき、キャリア形成プログラムを更新（変更）し、県のホームページで公表するとともに、対象となる地域枠医師・学生に周知する。

<参考>『キャリア形成プログラム運用指針』（令和3年12月1日付医政発1201 第1号） ※一部抜粋

3. キャリア形成プログラムの策定等の手続

(1) 地域医療対策協議会における協議

都道府県は、毎年度、キャリア形成プログラムの内容を改善するよう努め、コースを新たに設定又は変更しようとする場合は、その案を地域医療対策協議会に提示し、協議を行うこととする。

(3) 策定等及び公表

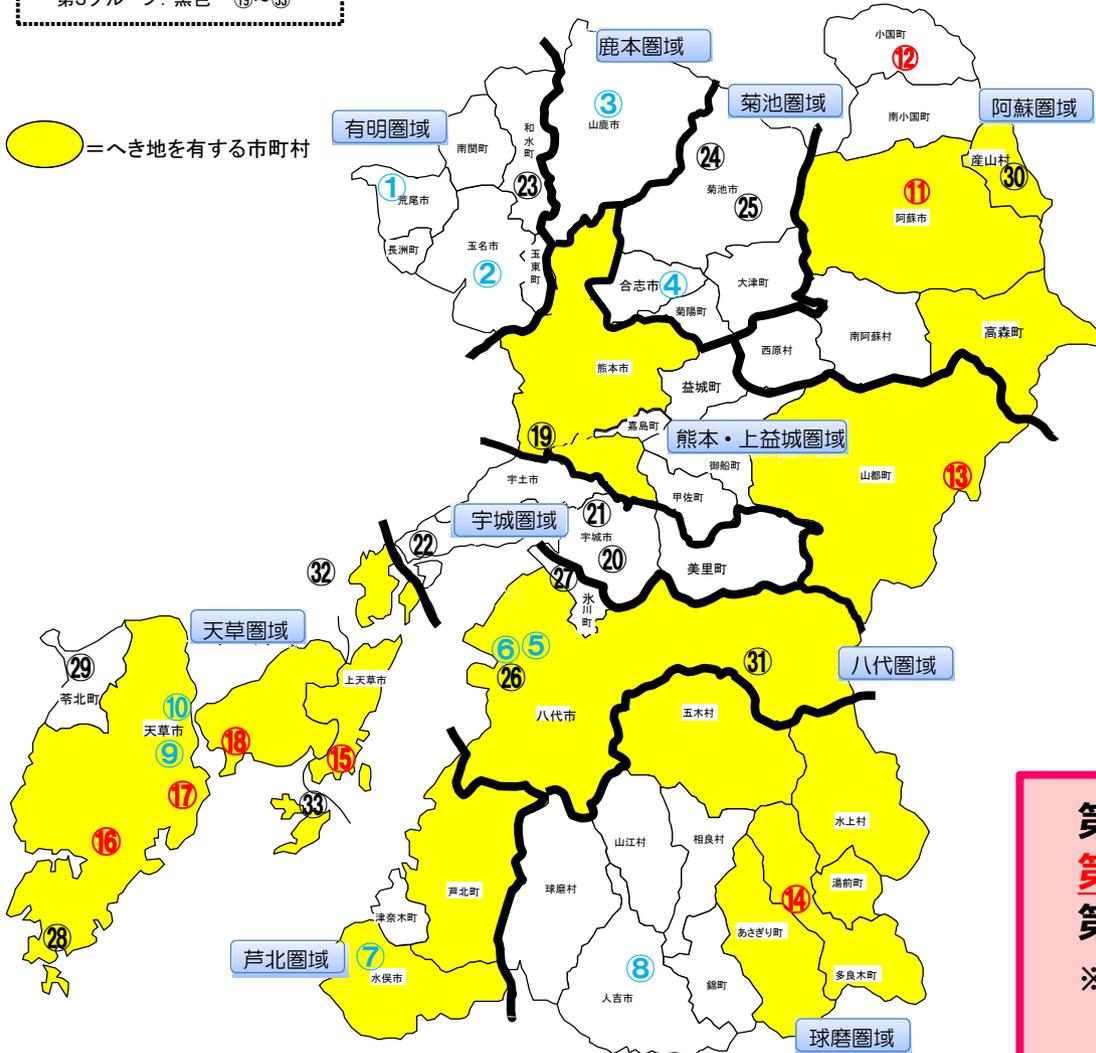
都道府県は、都道府県が行う医師派遣と大学が行う医師派遣の整合性の確保を図ることや、派遣される医師本人のキャリア形成の機会を確保すること等の改正法の趣旨が十分に果たされるよう、毎年度9月末までを目安に、(1)の協議が整った事項に基づき、キャリア形成プログラムのコースの策定又は変更を行い、その内容を公表するものとする。

地域枠医師の派遣先医療機関（知事指定病院等）一覧

知事指定33医療機関

- 第1グループ：青色 ①～⑩
- 第2グループ：赤色 ⑪～⑱
- 第3グループ：黒色 ⑲～⑳

 =へき地を有する市町村



【第1グループ】

圏域	医療機関名
有明	①荒尾市民病院
	②くまもと県北病院
鹿本	③山鹿市民医療センター
菊池	④熊本再春医療センター
八代	⑤熊本労災病院
	⑥熊本総合病院
芦北	⑦水俣市立総合医療センター
球磨	⑧人吉医療センター
天草	⑨天草地域医療センター
	⑩天草中央総合病院

【第3グループ（うち病院）】

圏域	医療機関名
熊本	⑲こころの医療センター
宇城	⑳熊本南病院
	㉑こども総合療育センター
宇城	㉒済生会みすみ病院
有明	㉓和水町立病院
菊池	㉔菊池郡市医師会立病院
	㉕菊池病院
八代	㉖八代市医師会立病院
	㉗八代北部地域医療センター
天草	㉘牛深市民病院
	㉙苓北医師会病院

【第2グループ】

圏域	医療機関名
阿蘇	⑪阿蘇医療センター
	⑫小国公立病院
上益城	⑬そよう病院
球磨	⑭公立多良木病院
天草	⑮上天草総合病院
	⑯河浦病院
	⑰新和病院
	⑱栖本病院

【第3グループ（うち診療所）】

圏域	医療機関名
阿蘇	⑳産山村診療所
八代	㉑椎原診療所
天草	㉒湯島へき地診療所
	㉓御所浦診療所

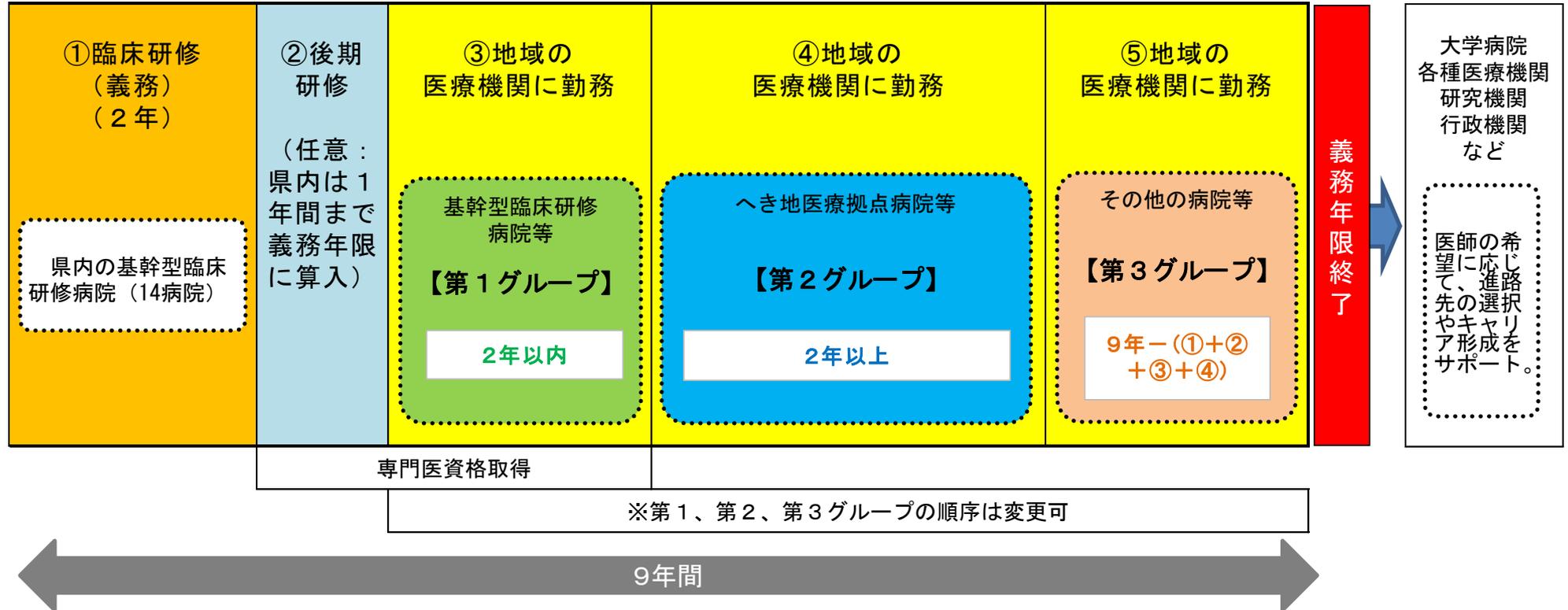
第1グループ：2年間以内
 第2グループ：2年間以上
 第3グループ：残りの期間

グループ間の
 順序は変更可

※第3グループのうち、診療所で勤務した期間は、第2グループで勤務した期間とみなす。

地域枠医師のモデルキャリアパス例①

最短の9年間で返還免除となる場合

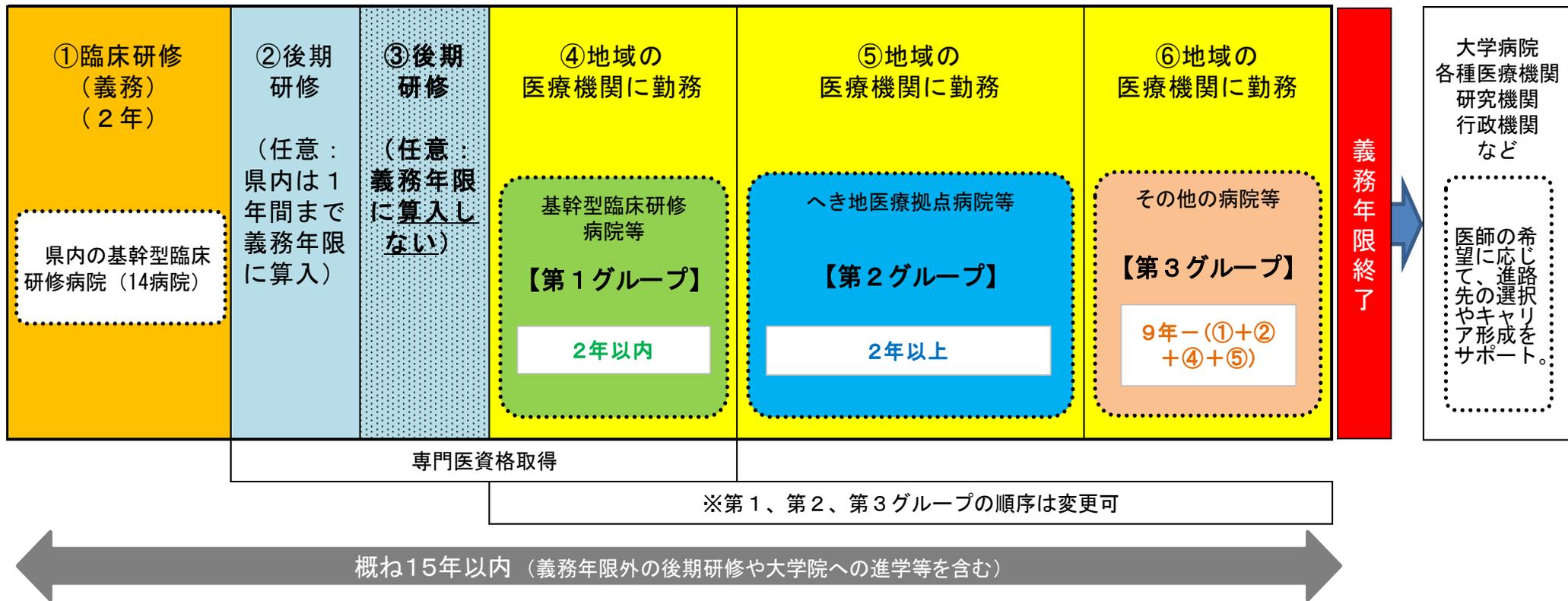


※ 9年間の義務年限のうち、臨床研修の2年間と、県内の医療機関で行う後期研修1年間で義務年限に算入されるため、**実質、地域勤務をする期間は6年間**

地域枠医師のモデルキャリアパス例②

義務年限外の後期研修を受ける場合

※ 後期研修は、1年を超えて行うことができるが、義務年限に算入されるのは県内医療機関での1年間まで。



更新に当たっての基本方針

1 コース作成（更新）対象

令和5年度に専攻医の募集がある19診療科37専門研修プログラム

2 キャリア形成プログラムの掲載対象とする要件

キャリア形成プログラムに掲載できるのは、以下の【要件1】、【要件2】の両方を満たす診療科（専門研修プログラム）とする。

【要件1】対象者がスムーズに義務年限を満了できるよう、専門研修プログラムの連携施設等として知事指定医療機関が少なくとも1医療機関以上は含まれており、かつ当該連携施設等での研修期間が1年間以上可能であること。
※カリキュラム制を採用する場合を除く。

【要件2】以下の①、②のいずれかを満たし、当該診療科を選択した場合に対象者が義務年限を満了できること。

① 第2グループで当該診療科医として勤務先がある。

② 第2グループで当該診療科医として勤務先がない場合、その期間中、一般内科医や総合診療医として勤務できる（その場合でも、専門医資格の更新が可能）。

⇒ **義務年限中の地域勤務とキャリア形成の両立が可能な診療科（専門研修プログラム）のみ掲載する。**

3 更新の方向性

- 専門研修期間中の連携施設等や専門研修修了後の勤務先について、最新の状態に反映。
- 各コースはモデルケースのため、各診療科の実態に即した形で可能な限り最短で義務年限を満了する形で作成。

今回の更新における主な変更点

1 コースの新規追加

- ・ 熊本赤十字病院専門研修プログラムコース（産婦人科）

⇒ 掲載コースが18診療科29コースに増加

2 コースの一部変更

- ・ 熊本大学病院専門研修プログラムコース（総合診療、精神科、皮膚科、眼科、泌尿器科、放射線科、病理、リハビリテーション科）
- ・ 熊本赤十字病院専門研修プログラムコース（内科）
- ・ 済生会熊本病院専門研修プログラムコース（内科）
- ・ 人吉医療センター専門研修プログラムコース（総合診療）

⇒ キャリア形成支援の実態を反映し、想定される勤務先等を最新の情報に更新

3 知事指定医療機関の名称変更

荒尾市民病院→有明医療センター（仮称）に変更

キャリア形成プログラムの更新に係る意見聴取について

貸与医師・学生からの意見聴取

運用指針において、キャリア形成プログラムのコースを新たに設定又は変更しようとする場合は、対象となる医師・学生から意見を聴取することとされていることから、更新案について、地域枠医師・学生に対し、書面での意見照会を実施（R5.6.13～R5.6.27）

⇒ 意見の提出あり

<参考>『キャリア形成プログラム運用指針』（令和3年12月1日付医政発1201 第1号）※一部抜粋

3. キャリア形成プログラムの策定等の手続

(2) 意見聴取

ア 都道府県は、キャリア形成プログラムの既存のコースの内容や、新たに設定又は変更しようとするコースの内容について、対象医師及び将来対象となる予定の学生（以下「対象学生」という。）の意見を聴くものとする。

イ 都道府県は、意見聴取を開始する旨を対象医師及び対象学生に通知するとともに、必要に応じ、キャリア形成プログラムの内容や地域医療対策協議会における協議状況等に関する説明会を開催する等により、対象医師及び対象学生が都道府県に意見を述べることができる環境を整えるものとする。

ウ 意見聴取は、キャリア形成プログラムの各コースについてそれぞれ行うものとする。

エ 都道府県は、対象医師及び対象学生から意見を聴いたときは、当該意見を地域医療対策協議会に報告し、キャリア形成プログラムの内容に反映させるよう努めるとともに、当該意見の内容を公表することとする。

キャリア形成プログラムの更新に係る意見聴取について（意見①）

貸与医師・学生からの意見①

第2グループに派遣される期間（もしくはその一部）を医局人事から離れて派遣される期間（人事に則っていてもいいが、その専門科ではない業務も行う期間）とするのは検討できないか。

総合診療医（専門科に特化しその分野だけを見るわけではない医師）として地域医療に従事する医師が増えないこと、科によって待遇に差ができてしまうこと（科によってはただの通常の医局人事になるが、別の科では総合診療医として通常と異なる勤務内容になる、など）を考えると、第2グループ派遣期間の2年の中でそういった期間を設けられると、制度の趣旨が担保されやすくなるのではと考えました。

⇒ 意見への対応

「熊本県医師修学資金貸与医師キャリア形成プログラム」に掲載するコースについては、「①第2グループで当該診療科医として勤務先がある。」又は「②第2グループで当該診療科医として勤務先がない場合、その期間中、一般内科医や総合診療医として勤務できる。」ことを要件の一つとしています。

これは、キャリア形成プログラム策定の目的が「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」を両立することであり、地域医療に従事しながらでも専門性の維持や向上が可能であれば、その診療科の医師として勤務することが目的に沿った勤務であるためです。

また、②のとおり、第2グループで当該診療科医として勤務先がない場合は、その期間中は一般内科医や総合診療医として勤務していただきますが、その場合でも、週1日、勤務先以外の医療機関での研修を行うことで専門性の維持が可能な診療科のみを掲載対象としています。

実際に、現在、精神科専攻の地域枠医師が、自身の専門性も生かしながら、第2グループで総合診療医として勤務しています。

キャリア形成プログラムの更新に係る意見聴取について（意見②）

貸与医師・学生からの意見②

「今後の指標となるコース例」ではなく、様々な要素を調整した結果である、医師ごとの実際の経過を一覧にさせていただきたいです。すでに県のホームページに年度ごとに熊本県医師修学資金貸与医師勤務先一覧は掲載され一般開示されていて、内部の人間が見れば誰のことかわかる状態です。これまでの経過を少なくとも奨学資金貸与生のみ閲覧可能な形で開示することはできませんでしょうか。もし個人情報の問題があるのであれば了承を得られる方のみ掲載し、了承が得られた方にのみ開示する形でも良いのではと思います。

⇒ 意見への対応

「熊本県医師修学資金貸与医師キャリア形成プログラム」については、専門研修期間中の連携施設等や専門研修修了後の勤務先について、できる限り各診療科の実態に即したコース例になるよう、毎年見直しを行うこととしています。このため、毎年の更新を重ねることにより、より実態を反映したコース例を提示することが可能と考えます。

個々人のこれまでの勤務履歴一覧の公開については、所属する医局の状況・意向や各医師の事情、勤務先医療機関の状況等、様々な個別の要素が影響するものであり、勤務履歴のみを閲覧可能な状態で公開することによって、かえって誤った情報等が伝わりかねないことから、たとえ本人の了承を得ていたとしても、望ましい方法ではないと考えます。

一方で、先輩医師の実際の経験は、後輩医師や学生が将来の地域勤務をより具体的にイメージし、地域勤務への不安解消につながる大変貴重なものと考えています。このため、地域勤務を経験した先輩医師を招いた講演会の開催や、地域医療広報誌への先輩医師のこれまでの勤務経験の掲載等、様々な場面で貴重な先輩医師の経験についての情報提供を行っていきます。

キャリア形成プログラムの更新に係る意見聴取について（意見③）

貸与医師・学生からの意見③

派遣先（特に初めて受け入れる際）に修学資金貸与制度自体や産休育休の規則について情報提供をお願いしたい。

⇒ 意見への対応

出産・子育て時の義務年限の取扱いについては、出産や子育てをしながら勤務する地域枠医師が年々増えていることや、地域枠医師・学生からの質問も多いことから、昨年度（令和4年度）、しおり「出産・子育て時の義務年限の取扱いについて」を作成し、地域枠医師・学生の皆さんにはお知らせしたところです。

地域枠医師が勤務する医療機関に対しては、毎年度、依頼文を送付し、キャリア形成支援についての理解と協力を求めています。出産・子育て時の義務年限の取扱いについても周知を徹底し、地域枠医師が安心して出産や子育てができる支援体制をより強化していきます。

地域枠医師の翌年度の派遣先は、県内各地域における医師不足の状況や本人の意向、研修先・勤務先の状況等を踏まえ、県及び地域医療支援機構において調整した後、**地域医療対策協議会で協議・決定する。**

令和6年度（2024年度）の地域枠医師派遣先決定に係る主なスケジュール

5月下旬 **翌年度の地域枠医師派遣人事に関する説明会を開催 ※R4～**
全医局に対し、①夏の面談で使用する翌年度勤務先等希望調書（面談調書）作成に際しての地域枠医師との意見交換の実施、②地域枠医師の翌年度派遣先の早期報告を依頼するとともに、第2グループの医療機関（第3グループの診療所を含む。以下同じ。）への派遣数の目安を提示

地域枠医師の第2グループの医療機関への派遣実績

(人)

	R1	R2	R3	R4	R5
地域勤務の対象となる地域枠医師数 (臨床研修後(卒後3年目以上)の医師)	16	23	32	42	46
うち、 第2グループの医療機関で勤務する医師数 ※第3グループの診療所勤務含む。	1	3	5	9	13
	6.3%	13.0%	15.6%	21.4%	28.3%

R6派遣数の目安

7月下旬～9月上旬 地域医療支援機構及び県による地域枠医師面談

10月下旬× 所属医局から地域医療支援機構へ翌年度派遣先の報告 ※R4～

(自治医科大学卒業医師、地域医療連携ネットワーク実践学寄附講座派遣医師を含めた県全体の調整)

3月中旬 **地域医療対策協議会で協議の上、正式決定**